

## 市民生活

**■成年後見制度説明会&相談会**  
左表のとおり 相田浩和氏(東京司法書士会三多摩支会副支会長)、山崎政俊氏(社成年後見センター・リーガルサポート東京支部長)、日野市社会福祉協議会・権利擁護センター日野(☎594・7646)、市福祉政策課

日程	時間	会場	内容
10/22(金)	14:00~16:00	新町交流センター	申立方法と後見人の仕事
11/8(月)		福祉支援センター	後見人の職務と相続・遺言などの関連法規
11/20(土)	10:00~12:00	市役所5階505会議室	

直接会場へ。各回とも説明会終了後、個別相談に応じます。10月22日(金)は手話通訳あり

日時	9:00~11:00	13:30~15:30
4日(木)	四ツ谷下東公園	多摩平第1公園
5日(金)	御嶽上公園	高幡不動駅北第四駐輪場入口
10日(水)	旭が丘中央公園	リサイクル事務所
11日(木)	てっぺん山公園	さかい公園
16日(火)	日野中央公園	ハケ下公園
17日(水)	駒形公園	鳥と緑の日野センター
18日(木)	落川公園	日野台公園
22日(月)	新坂下公園	黒川地域広場
23日(祝)	通称 たぬき公園	沢田公園
24日(水)	さいかちせき公園	まつばやし地区広場

**■剪定枝の拠点収集(11月)**  
拠点収集は1束の長さ2メートル以内・1本の太さは5センチ以内です。事業所が出たものは受け付けません。クリーンセンターに直接持ち込む場合は有料です。なお、65歳以上のみの世帯、3級以上の障害を持った方のみが世帯で、収集拠点に行くのが困難な方は株日野市企業公社

(☎587・6321 平日のみ)へご連絡ください。ごみゼロ推進課(☎581・0444)

**■自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか?**  
自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられています。有効期限の確認をお願いします。

自賠責制度の詳細は、国土交通省ホームページ(<http://www.jibai.jp>)をご参照ください。  
国土交通省関東運輸局東京運輸支局輸送担当(☎03・3458・9233)

**■浄化槽をお使いの方に3つの義務・法定検査を受けましょう**  
浄化槽は、適正な維持管理を行わなければ本来の機能を発揮出来ません。浄化槽法では保守点検・清掃・法定検査を使用者に義務付けています。皆さまが気持ちよく生活出来るように、年に一度法定検査を受けましょう。また、下水道接続などにより浄化槽の使用を廃止した場合は、30日以内に届け出をお願いします。

東京都多摩環境事務所浄化槽係(☎042・528・2692)、市ごみゼロ推進課(☎581・0444)

**■野焼きの禁止**  
都の条例により、野焼きや小型焼却炉での焼却行為は、伝統行事などを除いて禁止されています。焼却による煙やガスは環境悪化の原因となり、近隣の迷惑にもなりますので、ごみは燃やさず収集に出すなど適切に処理してください。環境保全課

## 後期高齢者医療制度

**■後期高齢者医療制度「自己負担割合の判定について」**  
医療機関などで受診される際、かかった医療費の1割または3割の一部負担金を支払います。8月1日(平成23年7月31日)までの一部負担金の割合は、8月1日を基準日として、平成22年度住民税課税所得額(課税標準額)により判定します(表1参照)。

**▼3割負担の方は申請により負担割合が変更される場合があります**  
平成21年中の収入額の合計が表2のいずれかの条件を満たしている場合は、申請により翌月から負担割合が変更されます。収入額の分かる書類(平成22年1月1日現在、市内在住で税の申告をされた方は不要、該当

表1 一部負担金の割合判定基準(平成22年8月1日から)

区分	平成22年度住民税課税所得額(課税標準額)	一部負担金の割合
一般	145万円未満の後期高齢者医療被保険者	1割
現役並み所得者	145万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	3割

住民税課税所得額とは、住民税の総所得金額等から住民税の所得控除を差し引いた額です。所得税の課税所得額のことではありません

表2 収入額による一部負担金の割合判定基準(平成22年8月1日から)

世帯区分	平成21年中の収入額の合計	申請した場合の負担割合
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人のみ	383万円未満	1割
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上	合算して520万円未満	
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で70~74歳の方がいる場合		

収入額とは、必要経費などを差し引く前の金額で所得額とは異なります

表3 1カ月の医療費の自己負担限度額

負担割合	区分	自己負担限度額(月額) 注6		入院時の食事代(1食あたり)	
		外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)		
3割	現役並み所得者注1	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算)注2	260円	
	一般	12,000円	44,400円		
1割	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	過去1年の入院期間が90日以下	210円
				過去1年の入院期間が91日以上(確認書類が必要)注5	160円
					100円

注1 現役並み所得者とは、住民税課税所得額(課税標準額)145万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療被保険者  
注2 過去12カ月以内に4回以上後期高齢者医療で高額療養費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額は44,400円  
注3 区分とは、世帯全員が住民税非課税の方  
注4 区分とは、世帯全員が住民税非課税で、さらに世帯全員の所得が0円(年金収入の場合には80万円以下)の方  
注5 「限度額適用・標準負担額減額認定証(区分)」の交付を受けていた期間内の入院日数が該当  
注6 平成21年1月から、75歳到達月(1日生まれ、障害認定の方は除く)に限り、1カ月の個人の自己負担限度額(外来・入院)が2分の1

入院時の食事代及び差額ベッド代など保険診療以外の費用は高額療養費の支給対象になりません。また、入院したときの医療費(一部負担金)は月ごとに自己負担限度額までの支払いとなります。ただし、区分・に該当する方は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。  
**▼住民税非課税世帯の方**  
「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口で提示すると、入院時の食事代(療養病棟の入院時の食事代を含む)が減額され、窓口で支払

う医療費の自己負担限度額も減額されます(表3参照)。認定証の交付を受けるには、申請が必要で、申請月の初日から適用されます。申請書の提出は、後期高齢者医療被保険者で本人を含む世帯全員が住民税非課税の方(後期高齢者医療被保険者証 認印 平成22年度住民税非課税証明書(平成22年1月1日現在、市内在住で税の申告をされた方は不要)を持参  
**▼人間ドックなどの助成制度**  
申請期間: 受診後6カ月以内  
対象健診: 人間ドック・脳ドック・婦人科ドック、助成額:

**手をつなごう ことまわり**

10月17日 日野中央公園など

10月17日(日)午前10時~午後2時30分  
雨天中止 日野中央公園など 車での来場はご遠慮を やってみよう(ヨーヨーつり、いらいら棒<sup>など</sup>)、みてみよう(和太鼓、ヒノソング<sup>など</sup>)、つくろう(スライム、バルーンアート<sup>など</sup>)、たべよう(お好み焼き、チョコバナナ<sup>など</sup>)、しろ(おもちや病院<sup>など</sup>) 同まつり実行委員会事務局(子育て課内)



**■国民健康保険加入の方へ人間ドック(脳ドック)受診料を一部助成**  
助成回数: 当該年度1回、助成額: 消費税を除く受診料の2分の1(2万円限度) 受診日において30歳以上75歳未満の国民健康保険の加入者で、保険料を滞納していない世帯の方  
市内契約医療機関: 医療機関に予約後、保険年金課に予約票、保険証、印鑑を持参し、助成決定書を受け取る。受診日は助成

## 国保・年金

**■市長の動き「9月後半」**  
「16・17日」市議会定例会一般会計決算特別委員会「17日」自衛消防訓練審査会「19日」真慈悲寺特別イベント「20日」秋の交通安全市民のつどい「21日」市議会定例会特別会計決算特別委員会「25日」いのちのコミュニケーション開設記念式典、ひの薪能「27日」市議会定例会本会議審査報告、議案上程、請願上程)市長公室秘書担当

## 報告

決定書と保険証を医療機関に提出し、受診料から助成額を差し引いた額を支払う。市外及び契約外の医療機関: 医療機関で受診後、市保険年金課に人間ドック・脳ドック受診料の領収書、保険証、印鑑 受診者名義の振込先口座が分かるものを持参後日、助成額を振り込み 検査項目などの詳細は直接医療機関に問い合わせを 人間ドックを受診し、特定健診を受診されない方は、健診結果の提出にご協力をお願いします 保険年金課給付係

(広告)

**ふとん 仕立直し(打直し)**  
羽毛布団も致します **致します**

**堀内ふとん店**

日野高幡1001-7 ☎ 591-3327  
夜間 581-3584